

## 宝塚市高齢者福祉計画・第10期宝塚市介護保険事業計画策定支援業務仕様書(案)

### 1 基本的事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たって受託業務の目的を十分理解したうえで、成果を出すこと。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たって業務の適切な遂行を図るため、委託者と常に密接な連絡を取り、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たって関係する法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たって、個人情報保護法及び宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例を遵守し、個人情報の保護に関しては適切な措置を講じること。
- (5) 受託者は、業務の遂行上において知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容及び成果等を市の許可なく使用または利用してはならない。
- (6) 受託者は、業務の必要上、提供を受けた資料等については受託業務以外に使用し、又は第三者に提供し又は複写してはならない。
- (7) 受託者は、仕様書に記載されていない事項が生じた場合は、委託者と協議し指示に従うこと。
- (8) 受託者は、業務の実施に当たって、「兵庫県地域医療構想」、「第6次宝塚市総合計画」および「宝塚市地域福祉計画」等、健康福祉分野をはじめとした関連する計画等との整合性を確保すること。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

宝塚市高齢者福祉計画・第10期宝塚市介護保険事業計画策定支援業務

#### (2) 目的

令和9年度から令和11年度までの宝塚市高齢者福祉計画・第10期宝塚市介護保険事業計画(以下、「第10期計画」という。)の策定支援を行う。

この策定支援に際しては、介護保険制度等をめぐる環境変化の把握とともに、宝塚市高齢者福祉計画及び第9期宝塚市介護保険事業計画の進捗状況について検証・評価し、その課題を明らかにし、2040年を視野に入れることを目標とする。なお、この計画は地域包括ケアシステムの構築を目標とするとともに、認知症基本法に基づく地方自治体ごとの認知症施策推進計画を包含するものである。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

#### (4) 委託業務項目

ア 在宅要援護者需要調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護サービス提供事業者調査、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査(以下、「調査」という)に係る調査票の設計、印刷及び製本

- 同上調査票送付用封筒、返信用封筒及び同上調査対象者宛依頼文の作成
- 同上調査票、返信用封筒及び調査対象者宛依頼文の送付用封筒への封入封緘  
(介護サービス提供事業者調査、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査については、印刷・製本及び封入封緘は不要)
- イ 調査票調査結果の入力及び調査結果の集計分析業務
- ウ 介護保険事業計画に係る事業分析作業並びに高齢者人口、要介護認定者数及び介護サービス給付量等推計作業。
- エ 高齢者福祉計画に係る事業分析作業及び事業量推計
- オ 介護給付費推計及び保険料推計作業
- カ 第10期計画パブリック・コメント案及び第10期計画案の作成
- キ 宝塚市介護保険運営協議会及び宝塚市介護保険運営協議会専門委員会の資料作成等運営支援、議事録作成
- ク 第10期計画書及び第10期事業計画書(概要版)の印刷及び製本
- ケ その他の本計画策定業務を実施するに当たり必要な業務

### 3 委託業務内容

- (1) 全委託業務項目に係る基本計画及び工程策定
- (2) 各調査票の設計、印刷、結果入力等(数量は現在の見込み数である)

| 項目                                  | 種類                                                                                              | 数量    |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 調査票の設計、印刷作成、製本                      | 在宅要援護者需要調査                                                                                      | 730   |
| 各調査票送付用及び返信用封筒作成                    | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査                                                                                | 6,200 |
| 各調査票の封入封緘作業                         | 在宅介護実態調査                                                                                        | 1,100 |
| 各回答済調査票点検及び調査項目データ入力作業(有効回答率70%を想定) | 在宅要援護者需要調査                                                                                      | 511   |
|                                     | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査                                                                                | 4,340 |
|                                     | 在宅介護実態調査                                                                                        | 700   |
| 調査項目の単純集計・クロス集計等の集計作業及び分析作業         | 在宅要援護者需要調査票<br>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査<br>在宅介護実態調査<br>介護保険サービス提供事業者調査<br>サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査 | 各1式   |

- (3)調査項目の単純集計・クロス集計等の集計作業及び分析作業
- (4)介護保険事業計画策定に係る介護サービス分析並びに高齢者人口、認定者数及び介護サービス給付量等推計報告
- (5)高齢者福祉計画に係る事業分析及び事業量推計
- (6)介護給付費及び保険料推計報告
- (7)第10期計画パブリック・コメント案
- (8)第10期計画案の作成
- (9)宝塚介護保険運営協議会資料作成、会議への出席及び議事録作成(年間4～5回開催)  
宝塚市介護保険運営協議会専門委員会資料作成、会議への出席及び議事録作成(年間4～5回開催)
- (10)第10期計画書及び第10期計画書(概要版)の印刷及び製本

#### 4 成果品及び成果品納入期限

- (1)封入封緘済調査票等(数量は現在の見込み数である)

|                              |                     |       |
|------------------------------|---------------------|-------|
| 封入封緘済調査票                     | 封入済在宅要援護者需要調査       | 730   |
|                              | 封入済介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 6,200 |
|                              | 封入済在宅介護実態調査         | 1,100 |
| 各調査票(バラで納品すること)              | 在宅要援護者需要調査          | 20    |
|                              | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査    | 50    |
|                              | 在宅介護実態調査            | 30    |
| 各調査票送付用封筒・返信用封筒(バラで納品すること)作成 | 在宅要援護者需要調査票         | 20    |
|                              | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査    | 50    |
|                              | 在宅介護実態調査            | 30    |

- (2)在宅要援護者需要調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護保険サービス提供事業者調査、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査に係る集計分析報告書(以下、調査集計分析報告書という)

調査集計分析報告書 10部

調査集計分析報告書データ 1式

- (3)介護保険事業計画策定に係る介護サービス分析作業報告書並びに高齢者人口、認定者数及び介護サービス給付量等推計報告書(以下、介護サービス等分析推計報告書という)

介護サービス等分析推計報告書データ 1式

- (4)高齢者福祉計画に係る事業分析報告及び事業量推計報告書(以下「事業分析推計報告書」という)

事業分析推計報告書データ 1式

(5)介護給付費及び保険料推計

介護給付費及び保険料推計報告書データ 1式

(6)第10期計画パブリック・コメント案

第10期計画パブリック・コメント資料データ 1式

(7)第10期介護保険事業計画案

第10期計画案データ 1式

(8)第10期事業計画書等

第10期事業計画書 200部

第10期事業計画書(概要版) 1,000部

第10期事業計画書及び第10期事業計画書(概要版)データ 1式

(9)宝塚市介護保険運営協議会資料及び議事録会議資料及び議事録データ 1式

(10)宝塚市介護保険運営協議会専門委員会資料及び議事録会議資料及び議事録データ 1式

(11)成果品納入期限

| 項目       | 納入期限                                                           |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| (1)      | 詳細な日時については委託者及び受託者の協議により定める。                                   |
| (2)～(5)  | 令和9年3月31日までとするが、速報結果(単純集計)については、調査票回収後速やかに納品すること。              |
| (6)～(7)  | 委託者及び受託者の協議により定める。                                             |
| (8)      | 令和9年3月31日までとする。                                                |
| (9)～(10) | 資料については決定する各開催日の14日前までとする。<br>議事録については審議会(委員会)開催日から14日以内までとする。 |

5 在宅要援護需要調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護保険サービス提供事業者調査、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査の概要

(1)在宅要援護者需要調査

介護サービス利用者(施設・居宅系サービス利用者を除く)から、約730人を無作為に抽出し、アンケート調査を実施する(郵送により調査票を配布・回収)。調査票回収率は、概ね70%を見込んでいる。

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上高齢者(要介護1～5を除くが、厚生労働省より示される第10期の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引きの内容に従い条件を設定する)から宝塚市域を7区域に分け、約6,200人を無作為に抽出し、アンケート調査を実施する(郵送により調査票を送付・回収)。調査票回収率は、概ね70%を見込んでいる。

### (3)在宅介護実態調査

要支援・要介護認定者(施設・居宅系サービス利用者を除く)から、約 1,100 人を無作為に抽出し、アンケート調査を実施する(郵送により調査票を送付・回収)。調査票回収率は、概ね 70%を見込んでいる。

### (4)介護保険サービス提供事業者調査

本市所在の居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所を対象とし、将来の介護サービス供給量見込、事業参入意向及び現在の事業運営状況を把握する。回収率は概ね 90%を見込んでいる。

### (5)サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査

本市所在の特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームを対象とし、住宅の情報や入退居者の状況、事業展開について把握する。回収率は概ね 90%を見込んでいる。

### (6)同上調査期間

令和8年1月～6月とする。ただし、アンケート調査票の回収は令和8年3月までに完了することとする。

## 6 各個別業務仕様

### (1)各業務基本計画の作成

各業務を効率的かつ正確に実施するため、受託者は、委託者と協議のうえ、各業務における基本計画及び工程を作成し、委託者の承認を得るものとする。

(2)在宅要援護者需要調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護サービス提供事業者調査、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査に係る調査票設計及び各調査票印刷

委託者及び受託者の協議後、調査票を作成するものとする。なお、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、回答者の居住する区域がわかるような仕様とする。調査票は、A3二つ折りの冊子形式とする。(介護サービス提供事業所調査、サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム実態調査については、調査票の印刷は不要。)

### (3)各調査対象者宛案内文作成

調査対象者宛依頼文原稿については、各調査票の趣旨により、種別毎に作成する。案内文は、A4サイズ1枚とする。

### (4)送信用封筒作成

角2サイズ、郵便料金後納、印刷見本は契約締結後交付

### (5)返信用封筒作成

角2サイズ、郵便料金受取人払、印刷見本は契約締結後交付

(6)在宅要援護者需要調査票、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票、在宅介護実態調査票の封入封緘作業  
ア 封入封緘内容物

(ア)各調査票

(イ)案内文

(ウ)返信用封筒(料金受取人払い)

イ 回答者の居住する区域が分かる記号を表記した各調査票を封入封緘し、委託者が提供する「送付用宛名シール」を貼り付ける。「送付用宛名シール」を渡す期日は、委託者及び受託者が協議しこれを定める。

ウ 成果品は、各調査票単位に区別し、郵便番号順に整理し、納品する。なお、発送事務については、委託者の費用負担において、委託者が行う。

エ 調査票の配布元及び回収先は委託者とする。

(7)回収済調査票点検及び調査項目データ入力

ア 回収済在宅要援護者需要調査票、回収済介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票、回収済在宅介護実態調査については、委託者より交付をするものとし、日程については委託者及び受託者で調整する。

イ 受託者においては、調査無効分であるか否かについて点検する。

(8)調査項目の単純集計・クロス集計等の集計作業及び分析作業

ア 単純集計・クロス集計については、契約締結後、委託者及び受託者が協議を行い、当該集計作業を実施するものとする。集計項目については、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

イ 分析作業については、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。なお、この分析に際しては、委託者が過去に行った在宅要援護者需要調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果も比較分析するものとする。

ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、厚生労働省が示す方法により集計、分析する。

厚生労働省が示す方法とは、「生活支援ソフト」を活用する方法であり、本ソフトは本市より提供する。

(9)介護保険事業計画策定に係る介護サービス分析作業並びに高齢者人口、認定者数及び介護サービス給付量等推計作業

ア 受託者は委託者の介護サービスの分析方法を提案し、委託者と協議するものとする。

分析方法については、その過程についても明確に示すものとする。

イ 推計項目は下記事項である。

・人口、高齢者人口、要介護(要支援)認定者数、総合事業受給者数

・在宅サービス受給者数、施設サービス受給者数、地域密着型サービス受給者数

・人口、高齢者人口は2045年度までの推計を行う。(ただし、厚生労働省からより長期の推計が必要とされた場合は、その内容に従うこと。)また、全市分及び別に指示する日常生活圏域単位に推計を行うこと。

・予防給付量(給付費)、施設サービス給付量(給付費)、在宅サービス給付量(給付費)、地域密着型サ

ービス給付量(給付費)

・介護保険料

・その他、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示される項目について推計する。

ウ 推計作業については、その方法が検証できるようその過程を明確に示すものとする。

(10)高齢者福祉計画に係る事業分析作業及び事業量推計

ア 受託者は、分析方法を提案し、委託者と協議するものとする。

イ 推計作業については、その方法が検証できるよう、その過程を明確に示すこと。

(11)調査集計分析報告書、介護サービス等分析推計報告書及び事業分析推計報告書並びにデータ作成

ア 図表を多用し、調査結果を含め分析、考察の指針、考え方を示し、作成すること。

イ A4版一色刷とし、簡易製本によること。

ウ 納品媒体は場合 CD-ROMとする。なお、この場合、エクセルあるいはワード等のアプリケーションで対応できるものとする。

(12)介護給付費及び保険料推計

ア 予防給付費、施設サービス給付費、在宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費

イ 介護保険料

ウ その他、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示される項目

(13)第 10 期計画パブリック・コメント資料

下記の第 10 期計画案作成過程の概ね令和 8 年10月までの中間まとめを作成する。詳細については、委託者及び受託者が協議し決定する。

(14)第 10 期計画案

基礎資料・データの収集分析と第 9 期までの介護保険事業計画等の評価分析を行い、第 10 期に係る目標事業量・保険料の設定、介護保険財政見通しの検討及び調査を行う。その他、厚生労働省が示す事業計画策定指針に基づく事項にも対応するものとする。

(15)宝塚市介護保険運営協議会資料作成、会議出席及び議事録の作成

ア 会議資料の内容については、委託者及び受託者が協議し決定する。

イ 議事録については受託者が IC レコーダー等で録音した内容について要旨を作成し、電子データとともに納品する。

(16)宝塚市介護保険運営協議会専門委員会資料作成、会議出席及び要旨の作成

ア 介護資料の内容については、委託者及び受託者が協議し決定する。

イ 議事録については受託者が IC レコーダー等で録音した内容について要旨を作成し、電子データとともに納品する。

(17)第 10 期計画書又は第 10 期計画書(概要版)の印刷及び製本

- ア 事業計画書については、図表を多用し、分析、考察の指針、考え方を示し、作成すること。
  - イ 事業計画書はA4版 1 色刷とし、製本して納品すること。ページ数は、100 ページ程度。
  - ウ 第 10 期計画書(概要版)はA4版 1 色刷とし、簡易製本によること。ページ数は、20 ページ程度。
  - エ 事業計画書データの納品媒体は、CD-ROMとする。
- なお、この場合、エクセルあるいはワード等のアプリケーションで対応できるものとする。

7 書類の提出

本業務の着手に当たり、受託者は業務の基本計画及び業務工程計画書を提出し、委託者の承認を受けなければならない。また、変更についても、同様とする。

8 報告及び検査

- (1) 本業務の途中において、委託者から各工程の進捗状況について、報告の請求があったときは、受託者は速やかにその状況を報告しなければならない。また、委託者は、必要に応じて成果品納入前であっても、納入予定品の検査を行い、不備な個所については、必要な指示をすることができる。この場合、委託者の指示を受けた受託者は、速やかにその指示に従うこと。
- (2) 本業務終了後、成果品については委託者の検査を受け、訂正等の指示を受けた受託者は、速やかにその指示に従い、指定期日までに納入すること。

9 支払方法及び時期

- (1) 委託料は各年度の業務完了後に支払うものとし、支払回数については下記の回数とする。

|            |              |
|------------|--------------|
| 令和 7 年度:1回 | 限度額 5,016 千円 |
| 令和 8 年度:1回 | 限度額 4,136 千円 |
- (2) 委託料の請求にあたっては、完了した業務の内訳が分かる明細書を添付すること。

10 成果品の帰属

本業務において使用及び作成した成果品等は、すべて委託者に帰属する。受託者が成果品を公表することは、一切これを認めない。

11 事故等について

- (1) 業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害については、全て受託者の責任により、解決すること。
- (2) 本業務実施中、天災その他第三者により生じた損害は、全て受託者の負担とする。



## 12 貸与品

委託者が貸し付けた資料の作業中における管理・保管については、受託者の責任においてこれを行い、紛失、汚損、破損等のないよう細心の注意を払うこと。また、貸与した資料及び複製品等は、本業務終了後直ちに委託者に返還すること。

## 13 成果品の保管

受託者は、委託者の指示する成果品等については、委託者の指示する日まで無償で責任をもって保管しなければならない。

## 14 個人情報の取り扱いについて

本件委託業務の履行及び成果品における個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとする。